出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、東京国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

平成 25 年 12 月４日

独立行政法人国立文化財機構
東京国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備考
東京國博37―20号	昭和37年６月７日	安養寺	平成25年10月27日	
東京国博９―16号	平成９年５月13日	神谷傳造	平成25年11月10日	

厚生年金基金変更公告

京滋石油厚生年金基金の事務所所在地に変更があったので、厚生年金保険法第百十六条および厚生年金基金令第四条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　滋賀県大津市浜大津４丁目１番１号　明日都浜大津402
２．旧事務所の所在地　京都府京都市伏見区深草西浦町６丁目43番地１
３．変更年月日　平成25年12月２日

平成 25 年 12 月４日　京滋石油厚生年金基金

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第42条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　日本建築金物工業厚生年金基金
２．事務所の所在地　大阪市中央区島之内１丁目13番31号
３．設立事業所の名称及び所在地　啓星工業株式会社　茨城県取手市、株式会社トウブヒナカ　茨城県猿島郡、谷古宇製鋲株式会社　埼玉県草加市、協和建材株式会社　埼玉県蓮田市、株式会社トップ　東京都港区、株式会社シゲマツ　千葉市美浜区、株式会社寺田金属製作所　東京都葛飾区、株式会社中善　東京都葛飾区、株式会社フサヤ　新潟県燕市、新星工業株式会社　岐阜県養老郡、株式会社中尾製作所　三重県津市、株式会社大黒製作所　兵庫県伊丹市、株式会社光　大阪市中央区、金剛工業株式会社　堺市美原区、株式会社奥田製作所　大阪市東住吉区、株式会社綱島製作所　大阪市東住吉区、株式会社中倉製作所　大阪市東住吉区、大阪金具株式会社　大阪市淀川区、株式会社ゴール　大阪市淀川区、株式会社ダイケン　大阪市淀川区、富士ハードウェアー株式会社　大阪市淀川区、株式会社臼井製作所　大阪市生野区、東陽工業株式会社　大阪市生野区、日本ドアーチェック製造株式会社　大阪市生野区、松本蝶番株式会社　大阪市生野区、新星興産株式会社　大阪市生野区、協同金属工業株式会社　大阪府東大阪市、株式会社ナガノ　大阪市東成区、株式会社ふじわら　大阪市東成区、栄興金属株式会社　大阪市城東区、日本扉金物製造株式会社　大阪府泉佐野市、株式会社ヨネキン　大阪府和泉市、小泉工業株式会社　大阪府東大阪市、ストロング金属株式会社　大阪府東大阪市、株式会社ニッサチェイン　大阪府東大阪市、株式会社ニシムラ　大阪府八尾市、株式会社ヨコヅナ　大阪府八尾市、株式会社日中製作所　大阪府柏原市、株式会社ＷＥＳＴｉｎｘ　大阪府寝屋川市、ウエスト工業株式会社　兵庫県多可郡、株式会社ゴール米子工場　鳥取県米子市、株式会社ニチア　広島市中区、株式会社ゴール徳島工場　徳島県阿波市、株式会社ダイテック　愛媛県松山市、株式会社ゴール九州工場　佐賀県神埼郡、オーエフ工業株式会社　大阪府四條畷市、大阪建築金物工業協同組合　大阪市中央区、日本建築金物工業厚生年金基金　大阪市中央区、相互建販株式会社　大阪府東大阪市、ナショナル金属株式会社　大阪府松原市、株式会社アマノ　大阪府高石市、株式会社アイ・ピイ・エヌ　大阪府八尾市、サンヨー機材株式会社　大阪市港区、株式会社三先　大阪市港区、株式会社キョーワナスタ　埼玉県行田市、ワイ・ケイ商事株式会社　大阪府和泉市、株式会社ヤマヒロ　大阪府河内長野市、株式会社ディックワン　大阪市淀川区
４．解散の理由　厚生年金保険法第145条第２項による。
５．解散の認可の年月日　平成25年11月20日

平成 25 年 12 月４日

大阪市中央区島之内１丁目13番31号
日本建築金物工業厚生年金基金
理事長　藤岡　秀一

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は厚生年金保険法第145条第２項により解散したので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第43条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　藤岡　秀一
２．清算人住所　兵庫県尼崎市武庫之荘４－４－16

平成 25 年 12 月４日

大阪市中央区島之内１丁目13番31号
日本建築金物工業厚生年金基金
理事長　藤岡　秀一

裁決の公告

第二東京弁護士会が平成25年４月26日に告知した同会所属弁護士　幣原　　廣　会員（登録番号17917）に対する懲戒処分（戒告）について、同人から行政不服審査法の規定による審査請求があり、本会は、平成25年11月13日、弁護士法第59条の規定により、懲戒委員会の議決に基づいて、本件審査請求を棄却する旨裁決し、この裁決は平成25年11月15日に効力を生じたので、懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第２号の規定により公告する。

平成 25 年 11 月 15 日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　稲熊　公孝
　登録番号　32077
　事 務 所　愛知県半田市昭和町１－２
　　昭和ビル
　　名城法律事務所半田事務所
３　処分の内容　戒告
４　処分が効力を生じた年月日
　平成25年11月８日

平成 25 年 11 月 18 日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約158㎝、体格痩せ形、頭髪白髪混じり、着衣は上衣白色Ｙシャツ、下衣は黒色ズボン

上記の者は、平成25年10月13日午後11時57分頃、千葉県松戸市栄町西五丁目1344番地の１先上で道路を横断中に普通乗用車と衝突し、平成25年10月14日午前０時49分松戸市立病院から死亡した旨の連絡を受けたものである。身元不明のため、当市にて遺体は火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市健康福祉部地域福祉課まで申し出てください。

平成 25 年 12 月４日

千葉県　　松戸市長　本郷谷健次

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60から70歳代、身長158㎝、男性、青色半袖シャツ、ジーンズ、トランクス、スニーカー着用

上記の者は、平成25年10月25日午後３時56分、那覇市山下町の雑木林で、首を吊り腐敗した状態で発見されました。

身元特定には至っていないため、遺体は火葬に付し、遺骨は当市にて保管しております。心当たりの方は、当市福祉部保護管理課まで申し出て下さい。

平成 25 年 12 月４日

沖縄県　　那覇市長　翁長　雄志